

## 小千谷市時間帯別B契約選択約款

### (目的)

第1条 この選択約款は、第3条第9号及び第10号に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心に需要家等の負荷調整を推進しつつ小千谷市（以下「本市」という。）の供給設備の効率的利用を図り、もって合理的、経済的なガス供給の確立に資することを目的とする。

### (変更)

第2条 本市は、この選択約款を変更することがある。この場合において、本市は内容をあらかじめ需要家等に通知の上、需要家等との需給契約の内容を、変更後の選択約款とする。

### (用語の定義)

第3条 この選択約款において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約最大使用量 契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいう。(小数点以下切捨て)
- (2) 契約月別使用量 契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別の使用予定量をいう。
- (3) 契約年間使用量 1年間の契約月別使用量の合計量をいう。
- (4) 契約年間引取量 契約で定める需要家等の1年間において引き取らなければならない使用量をいう。
- (5) 契約月平均使用量 契約年間使用量を12で除した量をいう。(小数点以下切捨て)
- (6) 最大需要期 1月分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間をいう。
- (7) 最大需要月 最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいう。
- (8) 契約年間負荷率 次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示する。(小数点以下切捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要月の契約使用量}} \times 100$$

- (9) 昼間 午前7時から同日午後10時までをいう。
  - (10) 夜間 午後10時から翌日午前7時までをいう。
  - (11) 契約昼間使用量 最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいう。
  - (12) 契約夜間使用量 最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいう。
- 2 前項に掲げる用語以外にこの選択約款において使用する用語の意義は、小千谷市一般ガス小売供給約款（以下「小売供給約款」という。）において使用する用語の例による。

### (適用の条件及び申込み)

第4条 需要家等は次の全ての条件を満たす場合には、管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に対してこの選択約款の適用を申し込むことができる。

- (1) 契約最大使用量が、7立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍(小数点以下切捨て)以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が、859立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が、契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が、75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において管理者が必要と認めた場合、一般の需要に先

立って緊急調整（小売供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

（契約の締結）

第5条 管理者は、前条の規定に該当すると認めるときは、需要家等と協議の上、需給契約を締結する。

2 需要家等は、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、本市に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、本市はその使用計画に基づき需要家等の過去の実績、同一業種の操業度及び使用設備の内容等を参考にして需要家等との協議によって次の契約使用量を定めるものとする。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約昼間使用量
- ③ 契約夜間使用量
- ④ 契約年間使用量
- ⑤ 契約年間引取量
- ⑥ 契約月平均使用量
- ⑦ 契約月別使用量

3 契約の期間は原則として1年間とし、契約期間満了時において管理者と需要家等の双方が契約内容について異議のない場合は、契約は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（使用量の算定）

第6条 管理者は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより料金算定期間の使用量を算定する。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定する。

2 最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定する。（負荷計測器本体は本市所有のものを設置し、取付関係工事費は需要家等の負担とする。）ただし、負荷計測器の故障等の場合には、需要家等と協議によって当該月における最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量を算定する。

（料金）

第7条 本市は、料金の支払が支払義務発生の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」という。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（消費税等相当額を含む金額をいう。以下「遅収料金」という。）を料金として徴収する。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸する。

2 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定する。

3 需要家等の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合又はガスの使用を一時停止した場合は、その月の基本料金（税込）は、前項に基づく1か月当たりの基本料金（税込）全額とし、従量料金（税込）は、前項の従量料金（税込）に準じて算定する。

（単位料金の調整）

第7条2 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が、同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定する。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。なお、調整単位料金の適用基準は別表第1項第4号のとおりとする。この場合において、計算結果に小数第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.079 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
調整単位料金 (1立方メートル当たり)  
= 基準単位料金 - 0.079円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

2 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次の各号のとおりとする。

(1) 基準平均原料価格 (トン当たり)

47,980円

(2) 平均原料価格 (トン当たり)

別表第1項第4号に定められた各3か月間における貿易統計 (関税法 (昭和29年法律第61号) 第102条第3項の規定により財務大臣が公表する貿易に関する統計をいう。) の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額)。

(3) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とする。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

3 本市は前項第2号の平均原料価格を公告するものとする。

(需給契約の補償料)

第8条 需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料及び契約昼間使用量超過補償料とし、管理者は、当該補償料 (消費税等相当額を含む金額をいう。) を、原則として、それぞれの未達又は超過が発生した翌月に徴収するものとし、算式は次のとおりとする。ただし、次の第1号、第2号及び第5号が重複して生じた場合には、いずれか高いものを加えたものを徴収する。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てる。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

需要家等の年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍 (小数点以下切捨て) 未満の場合には、管理者がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料とする。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものとする。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{契約最大使用量の} \\ 600 \text{倍に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定} \\ \text{める月別契約量に各月の基準} \\ \text{単位料金を乗じたものの合計} \\ \text{額を契約年間使用量で除} \\ \text{し小数点以下第3位を四} \\ \text{捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金 (税込み) 及び従量料金 (税込み) の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額 (小数点以下切捨て) を超えない範囲で算定するものとする。

(2) 年間負荷率未達補償料

需要家等の実績年間負荷率 [(年間の1か月当たり平均実績使用量 / 最大需要

期における最も多い月の実績使用量) × 100] が75パーセント未満の場合には、管理者がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料とする。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものとする。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left( \begin{array}{cc} \text{負荷率75パーセントに相当する年間使用量} & - \\ & \text{実績年間使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の基準単  
位料金を乗じたものの合計額を契約  
年間使用量で除し小数点以下第3位を  
四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金（税込み）及び従量料金（税込み）の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に小売供給約款で定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものとする。

（備考）

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要月の実績使用量に0.75を乗じ、その量を1.2倍した量とする。

### （3）年間引取量未達補償料

需要家等の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、管理者がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料とする。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left( \begin{array}{cc} \text{契約年間引取量} & - \\ & \text{実績年間使用量} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の基準単  
位料金を乗じたものの合計額を契約年  
間使用量で除し小数点以下第3位を  
四捨五入した額} \end{array} \right)$$

### （4）契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間当たりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料とする。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left( \begin{array}{cc} \text{最大の1時間当たりの使用量} & - \\ & \text{契約最大使用量} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{契約種別の流量} \\ \text{基本料金相当単価 (税込み)} \end{array} \times 1.2 \times 1.1$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を徴収又は徴収することが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、既に徴収又は徴収することが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料とする。

### （5）契約昼間使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過補償料とする。

$$\begin{array}{l} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \\ \text{超過補償料} \end{array} = \left( \begin{array}{l} \text{その月の} \\ \text{昼間} \\ \text{使用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{契約種別の昼間} \\ \text{基本料金相当単} \\ \text{価 (税込み)} \times 1.1 \end{array} \times 1.2$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過補償料を徴収又は徴収することが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、既に徴収又は徴収することが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過補償料とする。

(名義の変更)

第9条 需要家等が、契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に係る部分の全部を第三者に譲渡する場合には、需要家等はこの契約をその後継者に継承させ、かつ、後継者の義務履行を相手方に保証するものとする。

(契約の変更又は解消)

第10条 需要家等のガス使用計画に変更がある場合若しくは第2条によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものとする。

2 本市に契約違反があった場合又は需要家等に契約違反があった場合（第4条の適用条件を満たさなくなった場合及び第8条の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものとする。

(契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料又は契約昼間使用量超過補償料の精算)

第11条 契約期間中において、契約の変更又は解消が生じた場合で、変更月又は解消月以前に契約最大使用量超過補償料又は契約昼間使用量超過補償料を徴収し、若しくは徴収することが確定している場合には、各補償料算定式のうち「1.2」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料（消費税等相当額を含む金額をいう。）を算定し直して精算する。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てる。ただし、前条第1項の規定による契約の変更又は解消であって管理者がやむを得ないと判断した場合以外若しくは前条第2項の規定による契約の解消で、需要家等の契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料（消費税等相当額を含む金額をいう。）又は契約昼間使用量超過補償料（消費税等相当額を含む金額をいう。）の精算は行わない。

(契約の解消に伴う契約中途解消補償料)

第12条 契約期間中において生じた契約の解消が、第10条第1項の規定によるもので、管理者がやむを得ないと判断した場合以外若しくは第10条第2項の規定によるもので、需要家等の契約違反のみによる場合には、管理者は、次のとおり、契約中途解消補償料（消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ）を徴収する。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てる。

(1) 新たに本供給条件に基づいて契約を締結しない場合には、管理者は、契約解消月に、次の算式により算定される契約中途解消補償料を徴収する。

$$\begin{array}{l} \text{契約中} \\ \text{途解消} \\ \text{補償料} \end{array} = \begin{array}{l} \text{解消月の翌月から} \\ \text{契約終了日までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当額 (税込み)} \end{array}$$

(2) 新たに本供給条件に基づいて契約を締結する場合で、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量又は契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合は、契約解消月に、次の算式により算定される契約中途解消補償料を徴収する。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left( \begin{array}{cc} \text{前契約の1か月の} & \text{新契約の1か月の} \\ \text{当たりの} & \text{当たりの} \\ \text{基本料金(税込み)} & \text{基本料金(税込み)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array}$$

(本支管工事費の精算)

第13条 本支管工事を伴う新・増設後1年未満の契約期間中において、契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合は、管理者は、原則としてその本支管の新・増設工事に係る本市負担額に消費税等相当額を加えたものを全額徴収する。

(緊急調整時の措置)

第14条 需要家等が一般需要に先立って緊急調整に応じた場合は、管理者は別表の料金表1及び料金表2の基本料金を次の算式により割引するものとする。また、第8条の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものとする。

(1)	定額基本 料金割引額	=	定額基 本料金(税込)	×	調整時間 当該月の時間数	×	1時間当たりの平均調整量 契約最大使用量		
(2)	流量基本 料金割引額	=	流量基 本料金 単価(税込)	×	契約 最大 使用量	×	調整時間 当該月の時間数	×	1時間当たりの平均調整量 契約最大使用量
(3)	昼間基本 料金割引額	=	昼間基 本料金 単価(税込)	×	契約昼 間使用 量	×	調整時間 当該月の時間数	×	1時間当たりの平均調整量 契約昼間使用量
(4)	夜間基本 料金割引額	=	夜間基 本料金 単価(税込)	×	契約夜 間使用 量	×	調整時間 当該月の時間数	×	1時間当たりの平均調整量 契約夜間使用量

(その他)

第15条 その他の事項については、小売供給約款を適用する。

附 則

(実施の期日)

1 この選択約款は、令和4年11月1日から実施する。

(選択約款の実施に伴う切り替え措置)

2 本市は、令和4年10月31日まで時間帯別B契約選択約款(以下「旧選択約款」という。)の適用があり、同年11月1日以降この時間帯別B契約選択約款(以下「本選択約款」という。)が適用される需要家等について、同年10月31日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定する。

(算式)

早収料金 = 旧選択約款適用期間の早収料金 + 本選択約款適用期間の早収料金  
旧選択約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て)

＝旧選択約款の基本料金× $D_1$ ／ $E$ ＋旧選択約款第7条2の規定により令和4年6月から同年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金× $V_1$

本選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切捨て）

＝本選択約款の基本料金× $D_2$ ／ $E$ ＋本選択約款第7条2の規定により令和4年6月から同年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金× $V_2$

（備考）

$D$ は、料金算定期間の日数

$D_1$ は、 $D$ のうち旧選択約款適用期間の日数

$D_2$ は、 $D$ のうち本選択約款適用期間の日数

$E=30$ 。ただし、料金算定期間の日数が31日以上35日以下の場合は、料金算定期間の日数とする。

$V$ は、料金算定期間の使用量

$V_1$ は、旧選択約款適用期間の使用量（1立方メートル未満の端数切捨て）

（ $=V \times D_1 / D$ ）

$V_2$ は、本選択約款適用期間の使用量

（ $=V - V_1$ ）

## 別表

### 1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

（1）早収料金は、基本料金と従量料金の合計とする。

（2）基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計とする

① 基本料金（甲）は、定額基本料金（税込）と流量基本料金の合計とする。流量基本料金は流量基本料金単価（税込）に契約最大使用量を乗じた額とする。

② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計とする。昼間基本料金は昼間基本料金単価（税込）に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価（税込）に契約夜間使用量を乗じた額とする。

（3）従量料金は、基準単位料金（税込）に使用量を乗じて算定する。

（4）調整単位料金の適用基準は次のとおりとする。

（ア）料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（イ）料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（ウ）料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（エ）料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（オ）料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（カ）料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（キ）料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（ク）料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算

定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(ケ) 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(コ) 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(サ) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(シ) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(5) 消費税等相当額の算定方法

早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算出する（1円未満切捨て）。

(ア) 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／（1＋消費税率）

(イ) 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／（1＋消費税率）

2 料金表（時間帯別B契約）

(1) 基本料金（甲）

① 定額基本料金

1か月につき	3,300.00円（税込）
--------	---------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	445.51円（税込）
------------	-------------

(2) 基本料金（乙）

① 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	5.00円（税込）
------------	-----------

② 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	2.43円（税込）
------------	-----------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	84.15円（税込）
------------	------------

(4) 調整単位料金

前号の基準単位料金を基に第7条2の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。